

災害対策基金規程

第1章 総則

(設立)

第1条 公益社団法人日本助産師会（以下、「この法人」という。）は、「災害対策基金」（以下、「この対策基金」という。）をこの法人が運営する公益事業基金として定める。

(目的)

第2条 この対策基金は、この法人が行う災害時の支援について助成することを目的とする。

(事業)

第3条 この対策基金は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 被災者及び被災した都道府県助産師会への支援助成
- (2) 会員への災害見舞金
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の助成の方法については災害見舞金・支援助成金給付規程に定める。

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第4条 この対策基金の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金

(払い込みの取扱い)

第5条 前条の寄付金の払い込み取扱いの場所は、次のとおりとする。

- (1) みずほ銀行浅草橋支店
- (2) ゆうちょ銀行 振替口座

(基金の取り崩し)

第6条 この対策基金の目的に沿った事業の執行のために必要な金額の取り崩しは、理事会の決議によって行わなければならない。ただし、基金を運営するのに必

要な管理費及び第3条についてはこの限りではない。

(募集)

第7条 特定非常災害特別措置法が適用された場合、その地域特定の災害支援金の募集を速やかに開始する。

(経費の支弁)

第8条 この対策基金の経費は、財産をもって支弁する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成23年11月30日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。